

## 新旧対照表（地震災害対策計画）

	現 行	改 正 案	備 考																
	<b>第 1 編 総則</b>	<b>第 1 編 総則</b>																	
	<b>第 2 章 日進市の特質と災害要因</b>	<b>第 2 章 日進市の特質と災害要因</b>																	
	<b>第 2 節 社会的条件</b>	<b>第 2 節 社会的条件</b>																	
1-5	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>88,808</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>17,300</u>人である（平成 <u>28</u>年10月1日現在）。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	本市の総人口は、 <u>88,808</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>17,300</u> 人である（平成 <u>28</u> 年10月1日現在）。	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>人口</td><td>本市の総人口は、<u>90,418</u>人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,000</u>人である（平成 <u>30</u>年10月1日現在）。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	人口	本市の総人口は、 <u>90,418</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,000</u> 人である（平成 <u>30</u> 年10月1日現在）。	表記の整理
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
人口	本市の総人口は、 <u>88,808</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>17,300</u> 人である（平成 <u>28</u> 年10月1日現在）。																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
人口	本市の総人口は、 <u>90,418</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>18,000</u> 人である（平成 <u>30</u> 年10月1日現在）。																		
	<b>第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b>																	
	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>																	
1-14	3. 指定地方行政機関	3. 指定地方行政機関																	
1-15	⑤ 中部森林管理局	⑤ 中部森林管理局																	
1-16	イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、 <u>消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、 <u>関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u> ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	表記の整理  対策の見直し																
1-18	⑭ 中部地方整備局	⑭ 中部地方整備局																	
1-19	ウ 初動対応 i 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	ウ 初動対応 i 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	防災基本計画の修正																
1-21	5. 指定公共機関	5. 指定公共機関																	
1-22	⑦ 中日本高速道路株式会社 イ 高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	⑦ 中日本高速道路株式会社 イ 高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理																
1-24	(追加)	⑲ 一般社団法人日本建設業連合会 「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。	指定公共機関の追加																
	(追加)	⑳ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対	指定公共機関の追加																

新旧対照表（地震災害対策計画）

1-26	<p>6. 指定地方公共機関 (追加)</p>	<p>策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>⑭ 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</p> <p>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</p>	指定地方公共機関の追加								
第2編 災害予防計画		第2編 災害予防計画									
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進									
第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画		第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画									
2-3	1. 自主防災組織に関する計画	1. 自主防災組織に関する計画									
2-4	<p>(2) 自主防災組織等との連携体制の推進</p> <p>市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(2) 自主防災組織等の環境整備</p> <p>市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p>また、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	対策の追加								
2-5	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>(略)</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社、災害ボランティアコーディネーター団体などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受入が円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を確立するものとする。</p>	<p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>(略)</p> <p>市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等や災害ボランティアコーディネーター団体等のボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p>	防災基本計画との整合								
2-5	(追加)	<p>3. 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>	表記の整理								
第2章 防災訓練及び防災意識の向上		第2章 防災訓練及び防災意識の向上									
第2節 防災知識の普及		第2節 防災知識の普及									
2-10	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">主体</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>② 住民等に対する地震教育 ウ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	② 住民等に対する地震教育 ウ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">主体</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>② 住民等に対する地震教育 ウ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	② 住民等に対する地震教育 ウ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公	
主体	内容										
市	② 住民等に対する地震教育 ウ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公										
主体	内容										
市	② 住民等に対する地震教育 ウ 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公										

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、被災した場合でも、一定の<u>保証</u>が得られるよう、その制度の普及及び加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略) (略)</p> <p>(略) (略)</p> <p>(略) (略)</p>	<p>的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、被災した場合でも、一定の<u>補償</u>が得られるよう、その制度の普及及び加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略) (略)</p> <p>(略) (略)</p> <p>(略) (略)</p>	表記の整理
	第4章 避難行動の促進対策	第4章 避難行動の促進対策	
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
2-19	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>①「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること</p> <p>②<u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</u></p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言</p> <p>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、<u>避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合</u>について、必要な助言を行うものとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>①「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること</p> <p>②<u>いざというときに躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</u></p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言</p> <p>判断基準や<u>発令対象区域</u>の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、<u>避難勧告等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合</u>について、必要な助言を行うものとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理 名称の変更 ガイドラインの改正に伴う表記の整理 表記の整理
2-20			
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
2-21	1. 市における措置	1. 市における措置	
2-22	<p>(3) その他</p> <p>②<u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u></p>	<p>(3) その他</p> <p>②<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあつ</u></p>	愛知県避難誘導標識等設置指針指針の改定

新旧対照表（地震災害対策計画）

		ては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。	
	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	
2-23	1. 市における措置	1. 市における措置	
2-24	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良質な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>①情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等</p>	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良質な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>①情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p>	厚生労働省「避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
2-25	1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置	1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置	
2-26	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登録する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等</p>	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、<u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登録する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u></p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等</p>	表記の整理
2-27	<p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織<u>その他</u>、避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。</p> <p>(略)</p>	<p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、<u>その他</u>避難行動要支援者名簿に登録された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。<u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正

新旧対照表（地震災害対策計画）

	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
2-32	<p>3. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>①通信連絡機能の維持対策</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間等における情報連絡網の整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>③防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>4. 救助・救急に係る施設・設備等</p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>①通信施設の防災構造化等</p> <p>市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>③ヘリコプター等からの映像電送システムの導入検討</p> <p>被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプター等からの映像電送システムの導入を検討する。</p> <p>4. 救助・救急に係る施設・設備等</p> <p>人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救出救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画との整合</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
	第8章 液状化対策・土砂災害等の予防	第8章 液状化対策・土砂災害等の予防	
2-38	<p>4. 土砂災害の防止</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>(略)</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域に指定された所では、次のような制限等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為の制限</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul>	<p>4. 土砂災害の防止</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p> <p>(略)</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域に指定された所では、次のような制限等がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の開発行為の制限</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul>	<p>表記の整理</p>
2-39	<p>5. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施</p>	<p>5. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要す</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>(略)</p>	<p>る者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</p> <p>(4) 宅地危険箇所の耐震化</p> <p>(略)</p>	<p>土砂災害防止法の改正</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第2節 公共施設安全確保整備計画</p>	<p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第2節 公共施設安全確保整備計画</p>	
2-43	<p>2. 公益施設</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>農地及び排水機、樋門、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地や農業用施設のみならず、一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想されるため、老朽化した施設等の整備を推進するとともに、農業用施設の地震対策調査を行う。</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>2. 公益施設</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>農地及び排水機、樋門、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地や農業用施設のみならず、一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想されるため、老朽化した施設等の整備を推進するとともに、農業用施設の地震対策調査を行う。</p> <p>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p>	
3-27	<p>2. 健康管理と心のケア</p> <p>市及び県は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、巡回健康相談を行う。特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 健康管理と心のケア</p> <p>市及び県は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、巡回健康相談を行う。特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>愛知県災害時保健師活動マニュアルとの整合</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	第12章 水・食品・生活必需品の供給	第12章 水・食品・生活必需品の供給																									
	第1節 給水	第1節 給水																									
3-28	<p>震災時における応急給水の基本は、「非常用水源の確保」と「非常時の応急給水体制の確立」である。断水が生じた場合、愛知中部水道企業団と協力して、目標水量を目安に必要な措置を講じる。</p> <p>応急給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。</p> <p>（追加）</p>	<p>震災時における応急給水の基本は、「非常用水源の確保」と「非常時の応急給水体制の確立」である。断水が生じた場合、愛知中部水道企業団と協力して、目標水量を目安に必要な措置を講じる。</p> <p>応急給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。</p> <p><u>取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。</u></p>	表記の整理																								
	第15章 ボランティアの受入計画	第15章 ボランティアの受入計画																									
3-46	<p>（3）ボランティア団体等の活動内容</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（4）協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>（略）</p>	<p>（3）ボランティア団体等の活動内容</p> <p>（略）</p> <p>（4）ボランティア団体等との連携</p> <p><u>市は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u></p> <p>（5）協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>（略）</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>																								
	第16章 応援協力・派遣要請	第16章 応援協力・派遣要請																									
	第1節 広域応援の要請	第1節 広域応援の要請																									
3-47	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>（1）（略）</td> </tr> <tr> <td>（2）（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（追加）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（3）<u>応援要員の受入体制</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	（1）（略）	（2）（略）		（追加）		（3） <u>応援要員の受入体制</u>		（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>（1）（略）</td> </tr> <tr> <td>（2）（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（3）<u>「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（4）<u>応援要員の受入体制</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	（1）（略）	（2）（略）		（3） <u>「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u>		<u>当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u>		（4） <u>応援要員の受入体制</u>		（略）	表記の整理
主体	内容																										
市長	（1）（略）																										
	（2）（略）																										
	（追加）																										
	（3） <u>応援要員の受入体制</u>																										
	（略）																										
主体	内容																										
市長	（1）（略）																										
	（2）（略）																										
	（3） <u>「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援</u>																										
	<u>当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。</u>																										
	（4） <u>応援要員の受入体制</u>																										
	（略）																										
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画																									
	第3章 激甚災害の指定に関する計画	第3章 激甚災害の指定に関する計画																									
4-4	3. 激甚災害に係る財政援助措置	3. 激甚災害に係る財政援助措置																									
4-5	<p>（4）その他の財政援助及び助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</li> </ul>	<p>（4）その他の財政援助及び助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特</li> </ul>	名称の変更																								

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li><li>・ (略)</li><li>・ (略)</li><li>・ (略)</li></ul>	例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li><li>・ (略)</li><li>・ (略)</li><li>・ (略)</li></ul>	
--	---	---	---	--